# みすみ広報

昭和50年
11月1日
153号

発行所
三隅町広報委員会
発行者　森沢雄治
編集人　田村守


## 人口のうごき

9月30日現在

| | | |
|---|---|---|
| 世帯数 | | 1,912戸 |
| 人口 | 男 | 3,458人 |
| | 女 | 3881 |
| | 計 | 7339 |

## 文化祭はじまる

十一月二、三日

二日、野球大会　ママさんバレーボール大会　囲碁将棋大会　映画会　バザー　子供の遊び大会

三日、バザー（婦人）芸能発表大会　各種展示即売会

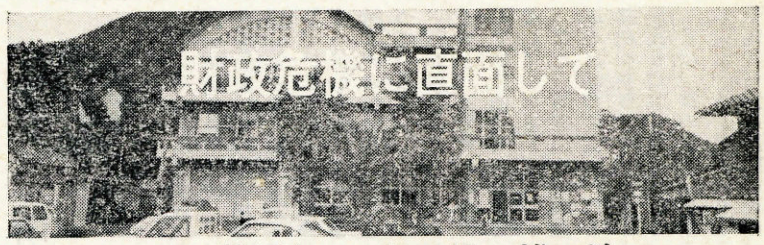


## 財政危機に直面して

三隅町長　森沢雄治

一昨年の石油パニックは、世界各国の経済に大きい影響を及ぼし、それまで経済発展の一路を辿っていた各国もいま深刻な不況に呻吟しています。

資源に乏しい我が国は世界の資源を輸入し工業製品の供給国として、世界経済に寄与しつつ発展してきたもので、今回の世界各国の不況は直ちに我が国の経済成長を低下させ、現在不況下の物価高と云う誠に困難な事態に直面しています。

企業の業績不振は必然的に雇用関係を悪化させ、物価高は賃金闘争を激化させるなど社会不安にもつながり、又国や、地方自治体の税収減を来たし、財政危機を招来しました。この事は新聞テレビ等により既に御承知のとおり誠にきびしいもので、国は多額の赤字国債を以って、危機を乗り切ろうとしていますとともに、財政投融資も極力増額して不況克服に懸命の策を練っていますが、急速に景気が浮揚し従前のような高度成長が再来するとも思えません。

このような中で自治体の行政は多事多難で私は部下職員とともに対策に腐心しています。町議会でもいち早く検討を始められ大変な御苦労の結論を私に御示し下さいました又皆様へは議会々報を以って報告をされました。

私は町行政を住民福祉の充実におき産業振興のため圃場整備と次二次農業構造改善事業の推進、漁港の修築、引き続き企業誘致と商工業育成を致し教育の町実現を目指して施設を整備し交通々信では国道二か所の鉄道踏切対策を契機とする国道バイパスと歩道の全通、豊田三隅線秋芳三隅線の改良と滝坂バス廻転場の設置、町道舗装の続行。保健衛生では、し尿処理場の完成とゴミ処理場の拡大を計ります。上地区簡易水道も何とか実施致したく計画を進めます社会福祉では国民健康保険事業の健全運営と幼児保育事業を充実します。基本財産である町有林の施業も引き続き積極的に行つて参ります。

そのためにも健全財政維持のためにも増収は計らねばなりません、受益者負担の原則と不公平是正のため公営住宅や水道料、児童措置費等の使用料手数料を時機を見て改正致すべきだと存じます。歳出面では前述諸事業を実施しますが消費的経費は、極力抑制を致します。各種の補助金は再検討の上決定致したいと思います。人件費はそのものが事業費でもありますが事務を合理化し、職員に協力を求めて能率を向上し、職員定数及び人件費の適正化には此の上とも努力を致します。

以上財政難の下でも町勢進展のためには事業圧縮を極力回避しサービス向上に努め、健全財政持続に揮心の努力を傾ける覚悟でございます。

三隅町職員労働組合も設立された主旨に添い、公僕精神に徹し、良識ある活動をせられ、町民に愛せられ信頼されるとともに時局認識を深められ私に一層の協力方を期待し要望します。

終りに、町民の皆様と町議会や各機関の絶大な御協力と御支援を願つて、決意と御報告を終ります。

## 選挙はキレイに

△贈つてはいけません
△求めてはいけません
△受けてはいけません

三隅町明るい選挙推進協議会
会長　三原祥祐

ことしは
一、国民参政　八五周年
一、普通選挙　五〇周年　〉の年
一、婦人参政　三〇周年

十五日に選挙をキレイにする国民運動　山口県大会ことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

〃選挙を通して政治に参加する〃ことの意義を考え日頃からキレイな選挙を心がけましょう。

実はこのことで、去る十月「決議文」

選挙は民主政治の基盤であり、明るい選挙によつて国民の意思を正しく政治に反映させることが、われわれの長年にわたる願いである。

しかしながら、従来の各種選挙の実態は依然として情実や金の力によつて明るい選挙をけがすような行為があとをたたないのはまことに遺憾である。ここに、国民参政八五周年、普選五〇周年、婦人参政三〇年を迎えるにあたり、県下の同志が一堂に会して決意を新たにし、すべての県民と共に選挙のルールを守り、買収や供応などを追放し、明るい選挙の推進のために強力な運動を展開することを誓うものである。

政党及び各立候補者は、国民主権の代行者としての立場を深く自覚し、特に選挙のルールをきびしく守り、国民の厳粛なる信託と期待に応えられるよう強く要請する。

昭和五〇年　十月十五日
選挙をきれいにする
国民運動山口県大会

## 福祉手当制度の発足

重度の身体障害者に対する福祉手当制度が十月一日より法律才四七号をもつて施行の運びとなりました。この制度は重度の障害のため、日常生活において他人の介護を要したり、特別の負担を感じる人のため手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図ることが目的で、次の要件に該当する方に月額四〇〇〇円の手当が支給されます

（一）支給要件
・身体障害者福祉法にいう手帳所持者で、一級および二級の一部の者
・障害福祉年金受給者で一級の一部の者
・身障者福祉法等にいう施設に収容されていないこと
・所得が政令で定める額を越えないこと
・他の公的年金を受給していないこと

（二）支給期間
認定請求のあつた日の属する翌月から支給事由の消滅した日の属する月まで

（三）支給月
毎年一月、五月、九月の三回以上の万々に福祉手当が支給されますので、該当と思われる方は、印鑑、身障者手帳年金証書に手数料を持参のうえ手続きして下さい。

尚、詳しくは民生課福祉係にてお問い合わせ下さい。

## 未伝達位記伝達

・正八位
従七位〕宗頭森福富雄
・正八位〔
従七位〕浅田河崎薫
・正八位　豊原宮田政人
・正八位　野波醐藤永栄輔

## 大津郡・長門市教育振興大会記念講演会

学校教育・社会教育および家庭教育をともに考えあう広場として十一月二十一日（金）明倫小学校体育館で教育振興大会が開催されます。

多数御参会下さいますよう御案内します。

日程
一三時〇〇分～受付
一三時三〇分～開会式
一四時〇〇分～講演
一五時三〇分～閉会式

講師　東京女子大学　助教授　川上源太郎先生
演題「戦後教育の忘れもの」

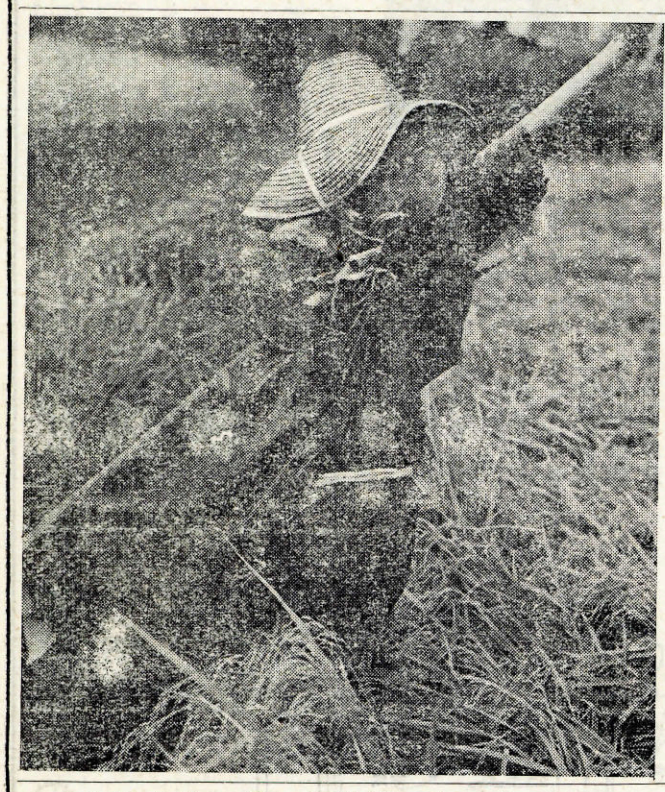

乱れたリズム　三隅写真友の会　田辺氏提供

## 全国火災予防運動はじまる

「幸せを明日につなぐ火の始末」

火災の多発期を迎え11月26日から12月2日まで秋季全国火災予防運動が実施されますひとりひとりが防火意識の高揚を図り、各家庭では次のような点検を行い火災をおこさないようにしましょう。

### わが家の点検事項

◉石油ストーブなどの燃料油は安全な場所に保管してあるか
◉暖房器具の手入れは十分か油もれはないか
◉暖房器具を可然物の近くや危険な場所で使用していないか
◉ガスもれはないか
◉ゴム管が古くなつていないか。また長すぎはしないか
◉電線の被覆が破れて裸線が出ていないか
◉素人配線はしていないか
◉裸電球が燃える物に接触していないか。又そのおそれはないか
◉タコ足配線はしていないか
◉スイッチの切り忘れやプラグの抜き忘れはないか
◉老人や病人、幼児などの寝る場所はすぐ避難することができるか
◉たばこの投げ捨てや寝たばこはしていないか。灰皿には水を入れ使用しているか
◉消火器はあるか又はバケツの中に水をいれておるか

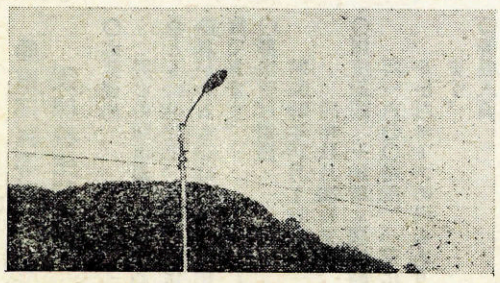

## 行事メモ

11月2日～3日　町文化祭
6日　健康相談
7日　農業委員会
10日～20日　インフルエンザ予防接種
13日　乳児検診
17日　検便回収日
17日　追弔会
中旬　消防団幹部集会
20日　健康相談
下旬　民生委員会
29日　土地改良区設立総会

## ミニ・ニュース

### 町を明るく　街灯設置

明るい町にと防犯街燈を年々計画的に設置していますが本年は町内18か所に水銀灯を取りつけました。



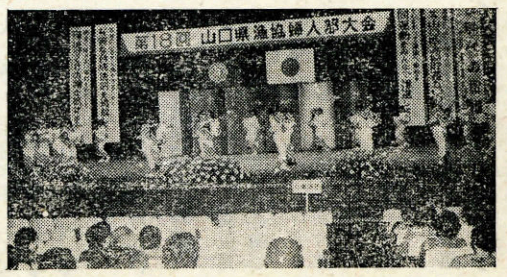


### 県漁協婦人部大会

十月十三日、防府公会堂で開催、本町から野波瀬漁協、小島漁協の婦人部員約五十名が参加されました。

暮しを見つめ直し、ふれ合いを大切にしよう、とか資源の保護や、物を大切にする心を育てて貯金運動を進めることなどをちかい合いました。

# 全国町村議長大会の報告

十月二十三日、東京、日本武道館で、全国町村議長約三、五〇〇人が集り多数の国会議員参列を得て、財政危機突破第十九回町村議会議長全国大会が開催されました。今大会は近時経済の不況に伴う地方財政の圧迫により、異様な分囲気で、特にその打開策を主とした、次の重点事項が国会に要望されました。

一、町村財政の確立強化
　自主税財源の強化　地方交付税の増強　地方債の増額　国庫補助金、負担金の適正化　地方公営企業の健全化
二、地方超過負担の解消
三、過疎、過密対策の促進
四、地方公務員定年制の法制化
五、町村消防対策の強化
六、交通安全対策の強化
七、国民健康保険制度の改善充実
八、町村道路の整備促進
九、社会福祉対策の拡充強化
十、生活環境施設の整備促進
十一、義務教育施設の整備促進
十二、同和対策事業の促進強化
十三、農林漁業対策の強化
十四、中小企業対策の強化
十五、行政改革の推進
十六、経済政策の適正なる推進
十七、議会権能の強化
　その他七項目
　又今回は特に財政危機突破に関する特別決議が次のとおりなされました。
一、町村自主財源の充実強化
一、地方交付税率の大巾引上げと町村に対する傾斜配分の強化
一、地方超過負担の完全解消
一、電気、ガス税等既定税源の確保と法人住民税の強化
一、産業用電気にかかる非課税規定の整理等、国、地方を通ずる特別措置の整理合理化
一、地方公務員定年制の早期法制化
　以上
大会終了後、山口県町村議会議長会長門部としては、山口県一区の選出各代議士並びに参議院議員の諸先生と陳情を兼ね懇談会をしました。
　尚今大会参加に併せ大津郡議会議長会としては、課長、係長のいない行政事務機構で行つている、埼玉県宮代町を視察し、当初予算に対し、事業費四五・二%、人件費一四、一%という特異性のあるところを研修し大変得るところがあつた事を報告します。

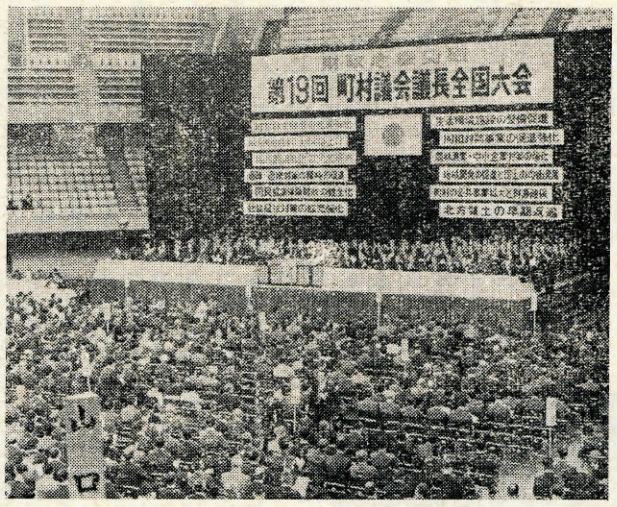


# 税

## 所得税第二期分の納税は12月1日までに

十一月は、所得税第二期分の「納税の月」です。
　納税額は、六月中旬に第一期分と一緒に税務署から通知しています。その金額を十一月一日から十二月一日までの間に納めていただくことになつています。
　納期限の十二月一日に遅れますと、延滞税がかかりますので納期限までに納めるようにしてください。
　なお、納税には、預金口座から自動的に支払われる「振替納税制度」を利用されると手数もかからず便利です。
　また、次のような事情のある人は、十一月十五日までに予定納税額の減額承認申請書を税務署に提出してください
一、廃業や休業などのため前年より所得が減ると見込まれるとき。
二、災害や盗難などによつて財産に損害を受け、所得が減つたり雑損控除が受けられると見込まれるとき。
三、結婚や出産によつて扶養家族が増えたとき。

### 公給領収書について

　料理店、バー、キャバレー旅館、飲食店などで料金を支払われるときは、必ず「公給領収証」を受け取りましょう
　皆さんが、公給領収証を受け取ることによつて料理飲食等消費税が確実に県に納入され県政のあらゆる分野で皆さんのお役にたつことになるわけであります。

# し尿浄化槽の設置者の心得

　し尿浄化槽の普及はめざましいものがあります。しかし一部の施工不良や、維持管理の悪さから放流水や臭気について、多くの苦情が寄せられております。
　県では「し尿浄化槽の設置等に関する指導要綱」を策定し、十月一日から指導、取締りを強化します。
　そこでし尿浄化槽を設置される時の心得等についてお知らせします。
一、既存の建物に新しくし尿浄化槽を設置するときは、長門保健所長に「一般廃棄物処理施設設置届」を提出し保健所長の「受理書」の交付を受けること。又住宅等新築する場合は、本町（建設課）を経由のうえ、長門土木事務所に「建築確認申請書」を提出し建築主事の「建築確認済証」の交付を受けること。
二、し尿浄化槽の設置工事は専門の施工業者に委託しましょう。
三、し尿浄化槽の維持管理は設置者（使用者）が行なうこととなつていますが、し尿浄化槽の構造は複雑なものであり、又微生物の作用でし尿を浄化する仕組となつていますので、素人ではなかなか困難であります。
　そこで相当な知識、技能、経験をもつており、しかも維持管理に必要な機材を有するものに委託して下さい。
　以上し尿浄化槽の設置にあたり概要を述べましたが、設置される際は保健所又は役場（新築の場合は建設課、改造の場合は保健衛生課）に一度御相談下さい。

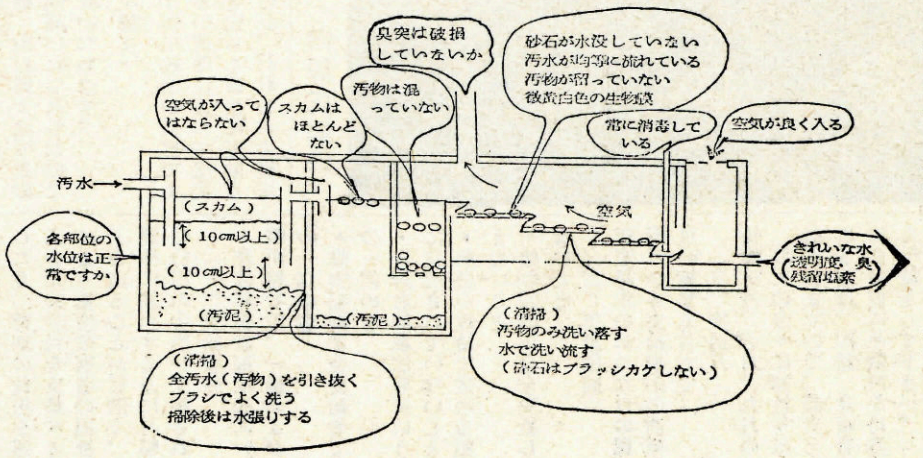


# 商工業の振興対策

## 当面する事項について

（制度融資）
◉中小企業年末対策資金
一、融資対策
1年末増加仕入資金
2年末諸決済資金
3年末ボーナス支給資金
二、融資限度額
一企業
五〇〇万円
三、融資期間及び返済方法
六か月以内で一括返済
四、融資利率
年、七・八%以内
五、受付期間及び申込先
十二月三十一日まで近くの取扱金融機関まで
その他、山口県信用保証協会の年末保証融資取扱いもあります。
◉特別小口融資保証
一、融資対象
運転資金、設備資金
二、融資限度額
二五〇万円
三、融資利率
年　九、二%　別に保証料
年　一%
四、融資期間
六〇か月（五年）以内
五、受付期間
年中、但し年末に必要な場合は十二月十五日まで
六、申込先
商工会又は役場経済課
◉設備資金利子補給
　町内商工業者で本年一月より十二月までに指定した金融機関より資金の融資を受けて経営改善の目的で設備等を行つた場合は町が独自で利子の一部を補助します。
一、利子補給対象最高融資限度額
1設備資金　五〇〇万円
2設備改良資金二〇〇万円
　金融機関よりの借入額が限度額より超えても差し支えありませんが利子補給は限度額で計算します
二、利子補給率
年　三%以内
三、利子補給期間
設備資金　三か年
設備改良資金　二か年
四、申込期限及び申請先
来年一月末日までに商工会又は役場経済課まで
◉中小企業設備近代化資金
　中小企業近代化資金等助成法により山口県が次のとおり資金を貸付しておりますが申込期限が十一月三十日までと切迫しています。
一、貸付額
対象設備の設置に必要と認めた金額の二分の一以内で八〇〇万円まで
二、利子　無利子
三、貸付期間
五年。ただし公害防止の特別設備は十二年
四、償還方法
貸付金の交付の日から一年据置、四年以内（公害関係設備は十一年以内）の均等年賦償還
五、対象となる設備
木製品製造業、食料品製造業、製材業、建設業、運送業、サービス業等の機械器具
六、申込先
役場経済課商工水産係

# お知らせ

## 役場冬季業務時間について

　十一月一日から翌年二月末日までの間、役場の冬季業務時間が午前8時30分から午後4時30分までとなります。ただし土曜日に限り午前8時30分から午後0時15分までとなります。所用でご来庁の方はお間違いのないようにご注意くださいますとともに何分のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◉善意
一、香典返し寄付
小島　大西　弘
　母　ミヨ死亡
滝坂　堀田英吾
　祖母　サヨ死亡
小島　伊藤一郎
　父　平蔵死亡
市　金子幾治
　母　マス死亡
久原　木村　清
　父　米蔵死亡
二、見舞返し寄付
野波瀬　藤野武人
小島　宇野　稔
三、一般寄付
中村　田村　守
◉善行章交付
三隅中学校二年　下中小野
　宮垣　清久君
　中野久雄君
　十月十一日、国道一九一号線扇月橋附近で財布を拾い、直ちに宗頭駐在所に届けました。同日、同駐在所から落主へ手渡され大変喜こばれたものです。
◉行政相談
　行政相談週間にちなみ次のとおり行政相談、人権擁護相談を心配ごと相談とあわせて開設します。
11月5日　宗頭文化センター　九、〇〇～一二、〇〇
11月10日　三隅町公民館　九、〇〇～一二、〇〇
11月13日　三隅町老人福祉センター　一三、〇〇～一五、〇〇

◉東部高等職業訓練校生徒募集
○応募資格
　男女の別は問わないが心身ともに健全で、技術習得に熱意があるものはだれでも応募できます。
○募集受付期間
　昭和50年10月1日から同年11月30日まで
○訓練期間　一か年（訓練時間一六〇〇時間）一部に6か月コースの科もあります。
○募集人員
　六科　一五〇名程度
◉訓練校の住所
　徳山市下馬屋
　TEL徳山28－2233

## 悲喜交々

昭和50年9月25日から10月23日まで

出生
小島　沖村秋彦　健二
市　森永成美　泰市
野波瀬　石津明美　義晴
沢江　大嶋　剛　則秋

死亡
滝坂　堀田サヨ　八六才
小島　大西ミヨ　六六才
小島　伊藤平蔵　八〇才
東方　野村ナツ　六九才
市　金子マス　八七才
大竹　雪野与八　七四才
野波瀬　角村シケ　七九才
久原　木村米蔵　七五才
下中小野　水野菊雄　七〇才
津雲　松田長七　八六才

○広報写真募集
　五十一年三隅広報正月号のトップ写真を募集します。
　題名は「坂」であります。
　採用した写真に対して薄謝を贈呈します。
　提出先＝三隅町公民館